

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年9月17日 06時30分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬西方沖 伊良湖岬灯台から真方位283° 2.4海里付近 （概位 北緯34° 35.3′ 東経136° 58.1′）
インシデントの概要	プレジャーボートⅢ <sup>スリー</sup> アクエリアスは、航行中、主機に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年10月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Ⅲアクエリアス、1.7トン 240-60360愛知、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力103.0kW、回転数 毎分3,000、4気筒、ボア100mm、使用燃料軽油、機関製造 日不詳、平成19年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人4人を乗せ、三重県鳥羽市神島沖の釣り場に向けて航行中、主機が停止した。</p> <p>船長は、機関室で燃料タンク内を確認すると、燃料油吸い上げ管の継手が脱落して同タンクの底に落ちているのを認め、修理ができず、運航不能と判断し、ボートレスキューサービス（Boat Assistance Network、以下「BAN」という。）に連絡するとともに海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航された後、BANの救助船に引き継がれて愛知県衣浦港に入港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理会社が点検を行い、燃料油吸い上げ管のろう付けされた継手が外れていることが判明し、別の機関修理会社で同管の継手にねじ切り加工を行い、接合して復旧した。</p> <p>船舶所有者は、本船を令和2年12月ごろに中古で購入し、燃料油吸い上げ管の点検整備を行ったことがなかった。</p> <p>主機の燃料油系統は、燃料タンクからの燃料油が、同タンク内の燃料油吸い上げ管から燃料供給ポンプより吸引加圧され、こし器、燃料噴射ポンプを順次経て、燃料噴射弁からシリンダに噴霧されるように</p>

	<p>なっていた。</p> <p>機関製造会社によれば、燃料油吸い上げ管の継手は、船体の振動、又は、燃料タンク内の結露による腐食によって脱落する可能性があるとのことであった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、約3年間燃料油吸い上げ管の点検整備が行われていない中、航行中、燃料油吸い上げ管の継手が脱落したことから、燃料の供給ができなくなり、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>燃料油吸い上げ管の継手は、船体の振動又は燃料タンク内の結露による腐食によって脱落した可能性が考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、約3年間燃料油吸い上げ管の点検整備が行われていない中、航行中、燃料油吸い上げ管の継手が脱落したため、燃料の供給ができなくなり、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船舶所有者は、定期的に燃料タンク内の燃料吸い上げ管の点検・整備を行うこと。</li> </ul>